

2016年度
民事再生法講義
5

関西大学法学部教授
栗田 隆

第2章 再生手続の開始

3. 開始決定が実体関係に及ぼす効果 (2)
- 取戻権
 - 別除権

取戻権（52条）

- 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。
- 破産法の規定の準用
 1. 63条1項・2項
 2. 63条3項
 3. 64条

別除権（1）（53条）

- 再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき存する担保権
 1. 特別の先取特権
 2. 質権
 3. 抵当権
 4. 商事留置権
- 上記と同類の非典型担保権にも類推適用がある。
- 再生手続によらないで、行使することができる（53条2項・177条2項）

別除権（2）

- 不足額主義（88条・94条2項・160条）
- 担保権実行手続の中止命令（31条） 破産法にはない制度であることに注意。
- 担保権消滅制度（148条以下） 破産法の制度（186条以下）とは若干異なる。制度趣旨の違いは、要件の違いから読み取ることができる。